

第47回

他者の知的財産権成立を阻止するための密告制度

～情報提供制度の役割とその変遷～

(2008/06/30)

内部告発者を保護する法律として、2006年に施行された「公益通報者保護法」がある。内部告発というダーティーなイメージを、「公益通報」という、前向きな表現にしたところが興味深い。内部告発は会社や組織の不正を正すため、ひいては社会や一般市民の利益のために、重要な役割を果たす。最近相次ぐ食品関連の偽装事件などでは、不正発覚の重要な糸口になっている。

知財の世界にも似たような制度がある。特許制度と実用新案制度において、密告制度が設けられているのだ。審査的的確性・迅速性の向上に資することを目的とした「情報提供制度」である（特許法施行規則13条の2等）。

今回のコラムでは、情報提供制度について詳しく説明するとともに、その役割がこれまでの特許法改正によって、どのような変遷をたどってきたか考察する。その上で、現行制度における問題点や、今後の課題についても指摘したい。

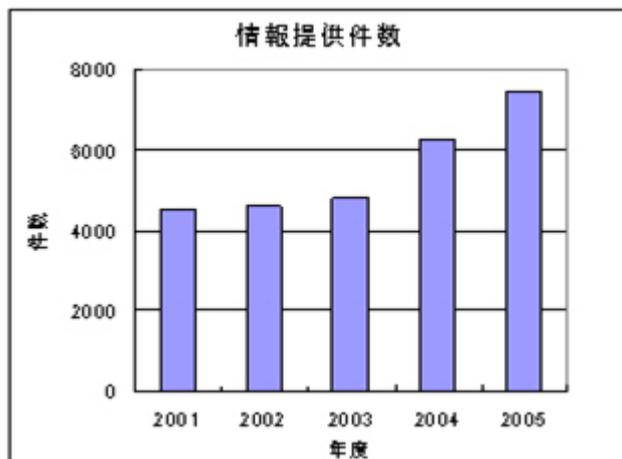
特許審査の質的向上に寄与

情報提供制度とは、他者の特許出願や特許に対して、新規性などの特許要件を満たしていないことを裏付ける有益な情報を、特許庁に提出することができる制度である。実用新案制度においても同様の制度が設けられている。

何人（なんびと）でも情報提供することができ、しかも、匿名でも可能なため、一般的には競合他社の特許を阻止する際に利用される。巨視的に見れば、それが審査の質の向上を通じて、健全な特許制度の維持・発展のために機能している。

ちなみに、情報提供は、「刊行物等提出書」に、対象の出願番号または特許番号、提出者の氏名、提出の理由などを記載して行う。その際、氏名の記入を省略せず、フィードバックを希望する旨を記載すれば、審査における利用状況を後からはがきで知ることができる。

情報提供件数の推移（特許庁ホームページより）



特許庁に寄せられる情報提供件数は、この数年増加傾向にあり、2005年度には7414件に達した（上図参照）。また、特許庁の発表によれば、提供された情報のうち、7割以上が実際に拒絶理由通知の材料として活用されているとのこと。その結果、実際に情報提供を受けた特許出願が拒絶査定になる確率は、受けていないものに比べ高くなっているようだ。

特許法改正に伴い、その位置づけは大きく変わってきた

情報提供制度の役割は、特許法改正によって大きく移り変わってきた。情報提供制度そのものが変わったというより、他の大きな制度改革のなかで、果たす役割の重みが変わったのだ。特に1994年が1つの転機になっている（下表参照）。

情報提供制度の変遷

改正年	関連制度改革	情報提供可能時期	第三者から見た役割
1970年	出願審査請求制度・ 出願公開制度導入	出願公開後（出願から 1年半後）から特許付 与前	他者特許の成立を阻止 する手段の1つ（脇役）
1994年	出願公告制度廃止、 異議申立制度が特許 付与後に移行	出願公開後（出願から 1年半後）から特許付 与前	他者特許の成立を阻止 する唯一の手段（主役）
2003年	異議申立制度廃止	出願後から特許付与後 を含めていつでも可能	他者特許の全経過に影 響を与える手段（重役）

1970年の法改正によって出願審査請求制度や出願公開制度が導入される前は、すべての特許出願が審査対象となり、審査官によって拒絶理由が見つからない出願（特許にしてもよいと判断した出願）は出願公告された（出願公告制度）。換言すれば、特許査定の事前予告が行われたのである。

この予告に異議がある者は、一定期間内に理由を添えて異議を申し立てることができた（異議申立制度）。特許になってからでも無効審判によって権利を無効にできるが、独占排他権という強力な権利発生前に広く第三者に特許処分の再検討を求める機会を与えることで、審査精度を高めたのだ。この時代にはまだ、情報提供制度はなかった。

高度経済成長期に特許出願件数は増加の一途をたどり、審査遅延が目立つようになった。そして、長期間出願公告されないために重複研究や重複投資といった無駄が生じ、重複出願による審査遅延の悪循環が、特許制度上の大きな問題になった。

これを解消するため、1970年の法改正によって、出願審査請求制度と出願公開制度が導入された。すなわち、審査請求された特許出願に限定して特許審査を行い、出願から1年半後に審査状況にかかわらず、出願内容を公開することにしたのだ。このとき、特許要件を満たしていない出願に対して証拠書類を提出することができる「情報提供制度」が、施行規則（旧通商産業省令）として導入された。

情報提供制度は、異議申立制度と異なり匿名で、かつ早期に密告できる制度であるが、異議申立制度でもダミー会社を通して申し立てが可能だったため、他者の特許を阻止する手段の主役は、当時はまだ、特許法本体で規定されている異議申立制度であった。

法改正の度に増した情報提供制度の重み

ところが、1994年の特許法改正によって、主役の座が一変する。迅速な権利付与の実現のため出願公告制度が廃止され、事前予告なく特許が付与されることになった。これに伴い、異議申立制度では、それまで出願公告後から特許付与前まで異議申し立ての機会が与えられていたが、法改正によって異議申立期間が特許付与後にスライドしたのだ。

この法改正によって脚光を浴びたのが、情報提供制度である。権利化前に他者の特許成立を阻止できる唯一の制度になったからだ。情報提供する際に記載すべき理由(提出可能な証拠の範囲)も拡大された。

そして、2003年の法改正によって情報提供制度はさらに重要な役割を担うことになる。異議申立制度が廃止される一方で、情報提供期間が特許付与後まで延長され、特許付与後においても他者の特許に影響を与える制度になったのだ。

特許付与後に特許を見直す制度として無効審判制度はあるが、無効審判は当事者対立構造により裁判に準ずる手続きで審理が進められる。匿名での手続きはできないうえ、相応の費用や期間を要する。

出願公開前でも情報提供できることの意味

2003年の法改正では、情報提供可能な期間が、特許付与後に延長されただけでなく、出願公開前にも拡大された。世間ではそれほど注目されていないが、実はこの出願公開前への期間拡大の意味するところは大きい。

10年ほど前までは、審査期間が早いものでも数年かかったため、公開公報が発行(出願から1年半後)される前に特許が成立することは「まれ」であった。審査遅延によって凶らずも、出願公開後に特許査定という順番が担保されていたのだ。

ところが、任期付審査官の採用や早期審査制度の導入など審査迅速施策によって、逆転現象が生じることが増えてきた。すなわち、権利発生を告知する特許公報の方が、公開公報より先に発行されるケースが出てきたのである。そうなるとう以前のように出願公開(公開公報発行)後に情報提供していたのでは、審査に間に合わず、気付いたときには競合他社に強力な権利が発生していた、ということになってしまう。

このような状況では、他者特許を阻止するためには、公開公報発行前に手を打つ必要があり、出願公開前においても情報提供を認めたのは、時代の要請ともいえよう。

ただ、新たな課題もある。出願公開前に情報提供するためには、相手の先行する国際出願の公開情報入手するか、製品パンフレットの記載などから、ある程度、出願内容を予想して手を打つしかない。そうなるとう「数打てば当たる」といった発想になり、提供される情報は証拠としての精度が低く件数だけが増える。先の「情報提供件数の推移」のグラフからも、2003年の法改正後に増加していることが見てとれる。

提供された玉石混交の情報の処理に時間をとられ、審査の迅速性が失われるような事態になれば、情報提供制度そのものが制度本来の目的に反し、本末転倒になりかねない。

情報提供制度の実効性向上に向けて

上記のような課題を解決するためには、早期出願公開制度(1999年の法改正で設けられた、出願人の申請によって、早期に出願公開できる制度)と早期審査制度(一定の条件を満たす場合に、審査を早期に開始させる制度)をリンクさせるべきである。つまり、早期に特許を取得した者は、それと引き換えに、早期に出願内容を一般公衆に公開すべきである。

そうすれば、特許付与前に情報提供期間を設けることができ、情報提供制度本来の公衆審査機能を生かすことができる。また、現在「スーパー早期審査制度」も検討されているようだが、なんらかの公衆審査機能をセットで検討すべきである。

第三者による審査への関与という観点では、最近、外部コミュニティの活用が話題になっている。米国では、ソフトウェア関連分野において特許審査前に民間企業などが査読する「Peer to Patent」が試行されている。日本でも、インターネットを利用して企業や大学、研究機関など外部から情報提供を求め、審査の質的向上をめざす「コミュニティ・パテント・レビュー」の試行運用が予定されている。情報提供制度との「すみ分け」が課題の1つといえよう。

そして、ここまで重要性の高まった情報提供制度は、特許法本体で規定すべきである。現在は特許法施行規則（経済産業省令）で規定されているが、これでは他制度との関連や議論が希薄になり、重要な法改正の際に取り残される懸念がある。

日本が知財立国をめざす上で、それを支える法律や各種制度は、信頼性が高い安定したものでなければならない。審査の品質は特許制度の信頼性に直結するため、むらなく均質に精度を高める必要がある。そのためには多少の試行錯誤があってもよいが、目標とするレベルや志は高くありたい。